

題字は 文学博士・謹慎特別会員・毎日書道展・創玄展審査委員 野村無象氏揮毫

納税協会は
あなたのお役
に立ちます!!

税のご相談は
お気軽に
お越し下さい。



第148号

発行
豊岡市上陰151番地の6
TEL 22-3862 FAX 24-2956
豊岡納税貯蓄組合連合会
公益社団法人 豊岡納税協会
協賛
豊岡税務署
豊岡県事務所
北但地区1市2町
印刷
(株)北星社

木の香りたどよう山々に囲まれた天空のキャンプ場
香美町「吉滝キャンプ場」



標高約600mのキャンプ場で、香美町小代区内が一望できる展望台があります。真夏でも涼しく、兵庫県の屋根、氷ノ山、鉢伏山、青ヶ丸、蘇武岳が眼前に広がり、絶好のロケーションが満喫できます。春には小鳥や虫たちが合唱し、秋には広葉樹が自然に調和して静かな日本の風景を感じさせてくれます。夜には美しい星空に包まれ、明け方には雲海に出会えることもあります。

吉滝キャンプ場の近くで散策できる兵庫県指定文化財(天然記念物)の「吉滝」(別名「裏見の滝」)は、上段23m、下段5m、計28mの高さで、滝つぼの背後にある洞窟には吉滝神社があり滝を裏側から見ることのできる珍しい滝です。

香美町には、さまざまなスタイルのキャンパーを満足させてくれる多種多様なキャンプ場が点在しています。海沿いや山奥の森の中、湖や川沿いなど自然豊かなロケーションが自慢のエリアやバンガロー、コテージ、常設テントの利用でキャンプ道具を持っていなくても手軽にアウトドアが楽しめる施設など、初心者でも上級者でも満足できるキャンプ場をシーンにあわせてご利用いただけます。

キャンプはもちろんのこと、海から山まで多種多様なアウトドア・アクティビティを楽しみながら、海の幸、山の幸も堪能していただける香美町へ、ぜひお越しください。

香美町観光ナビ「キャンプ場・アウトドア特集」: <https://www.kami-tourism.com/feature/outdoor>



目次

- ・着任のごあいさつ(前田仁見氏、津森信生氏) …… 2
- ・人事異動(豊岡税務署、豊岡県事務所) …… 3
- ・令和5年度総会開催(納税協会、納税貯蓄組合) …… 4
- ・納税協会青年部会だより …… 5
- ・豊岡税務署からのお知らせ …… 6
- ・消費税のインボイス制度スタート …… 7
- ・県税納付方法のご案内 …… 8
- ・個人事業税の納税について …… 8
- ・ゴルフ場利用税・不動産取得税 …… 9
- ・市町からのお知らせ …… 10
- ・納税協会からのお知らせ「簿記教室」開講 …… 11
- ・「中学生の作文」「小学生の書道・ポスター」募集 …… 11



着任のごあいさつ

豊岡税務署長 前田 仁見

残暑の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、平素から税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私は、本年7月の定期人事異動により豊岡税務署長を拝命し、このたび着任いたしました前田でございます。

但馬地域は、自然環境に恵まれた歴史と伝統のある地域であり、当署に勤務できますことは、大変光栄でありますとともに、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

微力ではございますが、精一杯、職責を全うしてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、納税貯蓄組合連合会におかれましては、「中学生の税についての作文」や「小学生の税に関する書道・ポスター」の募集など、各種事業を積極的に展開され、租税教育の充実等にご尽力いただき、ありがとうございます。

また、納税協会におかれましては、公益社団法人として、年末調整等の説明会の開催、確定申告期の広報活動や、租税教室に多数の講師を派遣していただくなど、積極的な事業活動を通じて税知識の普及に大きな役割を果たしておられ、大変心強く感じている次第であります。

私ども、税に携わるものとしましては、適正かつ公平な課税と徴収の実現や酒類業の健全な発達に向けて、その使命を果たすよう努めてまいりますとともに、各種情報の提供をはじめ、税務相談や税務手続における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実に最大限努力する所存でありますので、今後とも一層のご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

ところで、皆様もご承知のとおり、令和5年10月から、インボイス制度が実施されます。

国税当局といたしましては、インボイス制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただけるよう、引き続き、制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

結びに当たりまして、皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



着任のごあいさつ

豊岡県税事務所長 津森 信生

盛夏の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、県行政、とりわけ税務行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の異動により、豊岡県税事務所長に着任いたしました津森でございます。

微力ではございますが、全力で職責を果たしてまいります。ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、3年余にわたり社会全体に様々な影響をもたらしたコロナ禍もようやく落ち着き、社会経済や日常生活も様々な変化を伴いながらも回復と成長の兆しを見せています。

令和5年度、兵庫県では、ポストコロナも意識しつつ「新しい時代の力を育む」「人の流れを生み出す」「一人ひとりに寄り添う」の3つの視点をもって県政に取り組むこととしております。

但馬県民局におきましても、地域活力の維持・向上のため、但馬の豊かな環境、特色のある農・畜・水産物、日本遺産など恵まれた資源を活用し、今以上に「住みたい」「訪ねたい」と思われる地域となることをめざし、「人口減少対策」「観光・交流の強化」「シビックプライドの醸成」など、地域の魅力を高める施策に引き続き取り組んでまいります。

県税収入はこうした施策を展開するための貴重な自主財源であり、令和5年度当初予算の県税収入は、前年度当初予算額を294億円上回る8,082億円を計上しております。

しかしながら、世界的な社会情勢や金融資本市場の不安定化、物価上昇、人手不足など、注視すべきリスクも多々存在し、業務運営上もこれまでとは異なる変革が求められる時代となっており、当所にあつては、これらを踏まえつつ、県税収入の最大限の確保に努めてまいります。

皆様方におかれましては、自主納税体制の確立や電子申告・納税の普及啓発、納期内納付の推進、租税教育をはじめとした納税意識の高揚等にご尽力賜っているところですが、納税環境の電子化など急速に進む環境変化のなか、今後とも一層のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の益々のご発展と、会員皆様方のご健勝とご繁栄を心より祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。

人事異動

豊岡税務署 (7月10日付)

所 属	転 入			転 出		
	氏 名	前 任 署 等		氏 名	転 出 先	
税 務 署 長	前田 仁見	局	査察部 査察第6部門 統括国税査察官	川端 正晃	阿倍野	署長
総 務 課 長	助川 樹	豊岡	法人課税第1部門 統括国税調査官	二見 典子	局	総務部 会計課 課長補佐
管 理 運 営・ 徴 収 統 括 官	-	-	-	斉藤 亮治	局	徴収部 管理運営課 実務指導専門官
個人第一統括官	浦田 晃介	奈良	個人課税第6部門 統括国税調査官	小寺 達義	局	査察部 査察第5部門 総括主査
法人第一統括官	尾宇江 剛	局	課税第二部 資料調査第一課 主査	助川 樹	豊岡	総務課長

但馬県民局 豊岡県税事務所 人事異動 (4月1日付)

職 名	転 入			転 出		
	氏 名	前 任 等		氏 名	転 出 先	
所 長	津森 信生	北播磨県民局 加東県税事務所 副所長兼調整課長 納税相談室長		山本 真弓	丹波県民局 丹波県税事務所 収税管理課 県税指導員	
副所長兼調整課長 納税相談室長	大三 勝弘	阪神南県民センター 西宮県税事務所 自動車税課長		中谷 達也	但馬県民局 豊岡県税事務所 課税第2課 税務事務専門員	
課税第2課長	小西 忍	神戸県民センター 神戸県税事務所 管理課 税務専門員		三木 康成	阪神北県民局 伊丹県税事務所 自動車税課長	
課税第2課 税務事務専門員	中谷 達也	但馬県民局 豊岡県税事務所 副所長兼調整課長 納税相談室長				

豊岡銀行協会

(順序不同)

- ・三井住友銀行
- ・但馬銀行
- ・但馬信用金庫
- ・山陰合同銀行
- ・みなと銀行
- ・たじま農業協同組合
- ・兵庫県信用組合

令和5年度 公益社団法人 豊岡納稅協會 總會開催 豊岡納稅貯蓄組合連合會

本年度の總會は去る5月25日豊岡商工会議所において、豊岡稅務署長様、豊岡県稅事務所長様をはじめ幹部の方々、並びに関連會社幹部の來賓ご臨席のもと、コロナ禍も落ち着き4年ぶりに通常開催されました。

豊岡納稅協會の定時社員總會では、①令和4年度事業及び決算報告、②定款の一部変更について慎重審議の結果、原案どおり承認可決されました。

また、3月24日開催の理事会において承認された令和5年度事業計画及び収支予算についても併せて報告されました。

豊岡納稅貯蓄組合連合會の定期總會についても、①令和4年度事業報告と収支決算、②令和5年度事業計画と収支予算並びに③會則の一部改正について慎重審議の結果、何れも原案通り承認可決されました。

◆公益社団法人豊岡納稅協會

事業方針

令和5年度においても、物価上昇や物流・供給の制約、金融資本市場の変動など予断を許さない状況が懸念される所ですが、納稅者のための公益団体として稅知識の普及に努めるとともに、適正な申告納稅の推進と納稅道義の高揚を図り、企業及び地域社會の發展に貢献するとの指針のもと、會員拡大を喫緊の課題として捉え、親會及び青年部會一丸となり取り組むこととします。

また、會員企業を多様なメニューでサポートする福祉制度の推進を通じ安定した事業展開を図るため、福祉制度の推進実施會社3社との協力關係の構築に努めます。



岡本會長あいさつ

定款の変更

(1) 代議員の選出基準の変更

「概ね、會員12人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。」旨の基準を「概ね、會員10人の中から1人の割合」に変更する。

(2) 定時社員總會の開催時期の変更

「社員總會は、定時社員總會として毎年度5月に1回開催」する旨の規定を「年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催」するよう変更する。

◆豊岡納稅貯蓄組合連合會

事業方針

当連合會では、全國の統一事業である「中学生の稅についての作文」と兵庫県納稅貯蓄組合總連合會が実施する「小学生高学年を対象とした稅に関する書道・ポスター」の作品募集事業に積極的に協力しています。本年も引続き当該事業の持つ意義を深く認識しつつ、生徒・児童の負担とならないよう配慮しながら継続実施します。

また、小学生に対する租稅教室についても、組合員に対して事業参画への意識醸成を図るとともに、事業活動を一層推進する環境づくりに努めます。



猪坂會長あいさつ

豊岡納稅協會 決算書・予算書

科 目	(単位:円)	
	令和4年度決算額	令和5年度予算額
I一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益	17,416,028	17,252,900
基本財産運用益	220	200
特定資産運用益	644	700
受取会費	5,794,800	5,965,000
事業収益	1,255,962	1,433,000
受取助成金	9,720,700	9,413,900
雑収益	643,702	440,100
(2) 経常費用	16,632,570	16,752,200
事業費	15,064,215	15,308,600
管理費	1,568,355	1,443,600
当期経常増減額	783,458	500,700
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	0
(2) 経常外費用	0	0
当期経常外増減額	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	783,458	500,700
法人税、住民税及び事業税	82,000	82,000
当期一般正味財産増減額	701,458	418,700
一般正味財産期首残高	43,295,693	43,960,000
一般正味財産期末残高	43,997,151	44,378,700
II正味財産期末残高	43,997,151	44,378,700

(注) 令和5年度予算において、上記以外に資産取得資金の当年度分積立として、次のとおり計上している。

會館建設等積立資産 300,500円

豊岡納稅貯蓄組合連合會 決算書・予算書

科 目	(単位:円)	
	令和4年度決算額	令和5年度予算額
【収入の部】		
會報協力費	328,000	50,000
補助金・助成金	468,028	465,000
雑収入	22,903	5,000
特別会計繰入金	50,000	50,000
前期繰越金	167,978	43,929
収入合計	1,036,909	613,929
【支出の部】		
租稅教育事業費	160,547	165,000
稅務広報事業費	623,040	245,000
會議費	40,085	25,000
旅費交通費	54,190	25,000
通信費	1,845	5,000
渉外費	0	5,000
印刷消耗品費	1,273	3,000
委託費	10,000	10,000
負担金	102,000	83,000
雑費	0	10,000
予備費	0	37,929
次期繰越金	43,929	0
支出合計	1,036,909	613,929

特別会計 (単位:円)

科 目	令和4年度決算額	令和5年度予算額
前期繰越金	150,000	100,000
一般会計に繰り入れ	50,000	50,000
次期繰越金	100,000	50,000

納税協会青年部会だより

◆令和5年度 部会総会開催

去る6月13日豊岡市商工会出石支部会議室において、豊岡税務署長様をはじめ幹部の方々並びに公益社団法人豊岡納税協会長様をご来賓に迎え、令和5年度部会総会を開催しました。

徳網部会長あいさつの後、令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算について親会の総会で承認可決されたことを報告しました。

本年度の主な事業計画は、次のとおりです。

- * 研修会
- * 北近畿ブロック青連協 研修交流会(宮津管内)
- * 第14回「青年の集い」京都大会

引き続き任期満了による役員改選が行われ、新部会長に(株)井藤商事の井藤伸二氏が選任されました。新役員の方々は右記の通りです。

その後、豊岡税務署長 川端正晃 氏並びに法人課税第1部門統括官 助川 樹 氏を講師に迎え、「法人版事業承継税制のあらまし」、「電子帳簿等保存制度の概要」について、それぞれ説明を受けました。

総会終了後は、会場を出石城山ガーデンに移して意見交換会となり、多くの新入会員を迎えた熱気で大いに盛り上がり、盛会裏にお開きとなりました。



青年部会 総会

役員名簿

(敬称略)

部会長	井藤 伸二 (城崎 (株)井藤商事)
副部会長	長谷川研介 (日高 (株)ハセック)
〃	中村 琢弥 (香住 (資)中村組)
幹事	池垣 陸生 (豊岡 池垣建築板金(株))
〃	中西 正芳 (豊岡 (株)ラピスジャパン)
〃	福井 喜宏 (豊岡 福井リース)
〃	細川 太郎 (豊岡 風信書道会)
〃	中島 丈裕 (日高 (株)神鍋ハイランド)
〃	川見 大輔 (出石 出石米穀(有))
〃	松原 道 (出石 (株)マツバラ)

◆新入会員のご紹介 (令和5年1月～令和5年6月入会まで)

青年部会に6名の新会員が入会しました。どうぞ、よろしく!! (順不同・敬称略)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 豊岡 梶川 祐介(株)カジカワ保険事務所) | 豊岡 関岡 謙介(一草) |
| 豊岡 丹波 俊博(株)デトールクリエイト) | 豊岡 平田 賢次(株)H・K工業) |
| 香住 石田 雅也(有)石田プロパン) | 香住 田村 竜二(有)田村建築) |



(株)井藤商事
井藤 伸二

部会長就任のごあいさつ

令和5年度より豊岡納税協会 第12代青年部会長を務めさせていただきます、井藤です。どうぞ、よろしくお願いたします。

あまりにも長すぎたコロナ禍にもようやく終止符が打たれ、世の中が大きく動き出した本年度は、我々青年部会もより一層活発に活動して参りたいと考えております。

どの地域にも異業種交流を謳う青年組織は様々ございますが、納税協会青年部会ほど広域で多種多様にわたる会員が集う団体は他に類を見ないものです。ここで出会った仲間と共に研鑽を積み、親睦を深め、見聞を広める事により、有意義な人生を送る一助に繋がると信じております。

我々青年部会はまた、小学校への租税教室など、子どもたちに分かりやすく工夫を凝らした租税教育を積極的に行っております。これまでの活動状況を踏まえ、引き続き「租税教育活動」を推進して参ります。

一緒に活動したい方は、どうぞお気軽に事務局までお声掛けください。何も臆することはありません。豊岡納税協会青年部会は、あなたの入会を歓迎しております!

豊岡税務署からのお知らせ

「大阪国税局業務センター阪神分室」の開設について

○内部事務^(※)の効率化を目的として、内部事務を集約処理する「大阪国税局業務センター阪神分室」が **令和5年7月10日(月)** に開設されました。

(※)内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務）を言います。

申告書や申請書・届出書等の書類を提出する際は、次のとおり御対応願います。

- ① **e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり豊岡税務署へ送信願います。**
- ② **書面での提出は、「大阪国税局業務センター阪神分室」へ郵送願います。**

名 称	大阪国税局業務センター阪神分室
住 所	〒661-8523 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号

豊岡税務署のレイアウト変更等について

○豊岡税務署のレイアウトを一部変更し、**総合窓口**(書類の提出、納税証明の発行等)は**1階から2階に変更**となりました。

○面接による税務相談は、事前予約制となりますので、事前に豊岡税務署へ連絡の上、1階の電話ブースで担当者呼び出ししてください。

国税庁HP掲載情報について

○国税庁HPでは、申告(納税)に関する質問(チャットボット)、タックスアンサーや各種オンライン手続きを掲載していますので、是非御活用ください。

 <p>チャットボットに質問</p>		 <p>タックスアンサーを利用</p>		 <p>納税証明(オンライン)請求</p>	
 <p>ダイレクト納付</p>		 <p>スマホアプリ納付</p>		 <p>インターネットバンキング</p>	

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



～ 県税納付方法のご案内 ～

令和5年4月から納付書に印字される「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を利用して、さまざまなお支払い方法を選べるようになりました。



●納税方法

①地方税お支払サイト

地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>) へアクセスし、地方税統一 QR コードを読み取ることにより、クレジットカードやペイジー等での納付が可能となります。

②スマートフォン決済アプリ

ご利用のスマートフォン決済アプリを起動し、地方税統一 QR コードを読み取り、納税手続きをしてください。

③金融機関窓口・ATM

納付書に地方税統一 QR コードが印字されている場合、全国の地方税統一 QR コード対応金融機関の窓口やATMで納めることができます。

④eLTAX (地方税ポータルシステム) による電子申告の場合

ダイレクト納付、インターネットバンキングなどによる納付、クレジットカードによる納付が可能です。

⑤コンビニエンスストア

※納付書1枚につき30万円が取扱限度額です。



●ご注意ください

- ・領収証書や、自動車税種別割納税証明書が必要な方は、県税事務所及び金融機関等の窓口や、コンビニエンスストアで納税してください。

※納付書の様式により、納税方法や納税場所、取扱期限が異なる場合があります。

詳しくは兵庫県 HP「兵庫県税 納付場所」をご確認ください。

個人事業税の納税について

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、個人で事業を行う方に課税される税です。

納期限は 第1期分 **8月31日(木)**

第2期分 **11月30日(木)** となっています。

第1期分と第2期分の納付書を8月にまとめて送付します。

最寄りの金融機関、または県税事務所で期限内にお納めください。

また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。

口座振替納税を利用されますと、

- ・現金を扱いませんので安心です。
- ・納期限を気にしなくて済みます。
- ・納税のために金融機関等へ出かける手間が省けます。

※口座振替のお申し込みは金融機関、県税事務所まで受け付けています。



はばタンからの
お願いです。

ゴルフ場利用税は 県や市町の貴重な財源です!

■ ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納める県税です。納める額はゴルフ場の規模、利用料金などに応じて定められており、一人一日当り300~1,200円になります。



ゴルフ場数

日本のゴルフ場第1号は明治36年5月24日オープンした神戸ゴルフ倶楽部で、現在県内には159カ所のゴルフ場があり、日本第2位です。
(令和5年3月31日現在)

■ 非課税

次の人にはゴルフ場利用税は課されません(申出書等の提出と該当する旨の証明が必要です)

- ①18歳未満の人、又は70歳以上の人
- ②障害者
- ③国民スポーツ大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用、又はその公式の練習としての利用
- ④学生、生徒、教員等が学校の教育活動としての利用
- ⑤国際競技大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用、又はその公式の練習としての利用

■ 市町への交付

ゴルフ場利用税の収入額の10分の7は、ゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興を図るうえで重要な役割を果たしています。

令和5年10月から電子申告・納付がスタート

ゴルフ場利用税の申告納入について eLTAX において電子化されます。電子申告・納付についてご検討をお願いします。
※詳細は地方税共同機構のホームページをご覧ください。

不動産取得税は

土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県税です!

不動産(土地・建物)を売買、贈与、交換、建築などにより取得したときに課される県税で、市や町が毎年課税する固定資産税とは違い、一度だけ納めていただく税です。

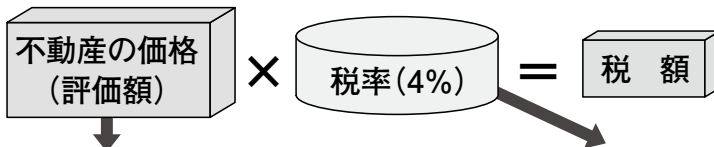
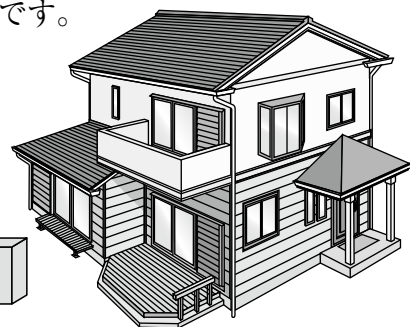
不動産を取得した場合は、申告書を提出してください。

ただし、取得した不動産を登記した場合は、申告書の提出は不要です。

■ 納める人

不動産(土地や家屋)を取得した人

■ 納める額



「不動産の価格」とは

- ・土地や家屋を売買・贈与、交換などにより取得したとき → 市や町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- ・家屋を新築、増改築したとき → 固定資産評価基準により評価した価格

◎実際の購入価格や建築工事費ではありません。

税率の特例

- ・土地及び住宅については、令和6年3月31日までに取得されたものに限り、税率が4%から3%に軽減されます。

■ その他

一定の要件を満たす住宅や住宅用土地(敷地)を取得したときは、申告(申請)により軽減されます。不動産取得税について、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

固定資産税

中小事業者等に対する特例措置

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

●対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

●特例率

- ・最初の3年度分が2分の1
- ・賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は、最初の5年度分が3分の1(令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分が3分の1)

●適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)



軽自動車税

特定小型原動機付自転車の
車両区分を創設

道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円(年間)とし、令和6年度から課税が始まります。

●特定小型原動機付自転車とは?

原動機付自転車のうち、原動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものとし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義します。

※詳しくは各市町税務課にお問い合わせください。



「簿記教室」開講

毎年、好評をいただいております本講座を今年も開催します



■ 日程	令和5年 9月21日～10月26日 毎週 木 曜日 (全6回)
■ 時間	13:30～15:30 最終日(10月26日)のみ、修了式がありますので16時終了予定
■ 場所	豊岡商工会議所 第1会議室 TEL:0796-22-4456 豊岡市大磯町 1-79 但馬地場産ビル 6階
■ 定員	24名 (先着順)
■ 受講料	【会員】無料 / 【非会員】全6回で3,000円(税込み・教材費含む)



お問い合わせ・
申し込みは…



公益社団法人 **豊岡納税協会**
〒668-0011 豊岡市上陰151番地の6

TEL: 0796-22-3862
FAX: 0796-24-2956
E-mail: toyooka@nk-net.co.jp

中学生の「税についての作文」募集

- ◆応募資格 中学生
- ◆テーマ 税に関すること。題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
- ◆文字数 原稿用紙(400字詰め)3枚
1,200字以内(題名を含む)
※ 字数制限厳守。作文のはじめに、題名・
学校名・学年・氏名
(ふりがな)を明記
してください。
- ◆提出先 所属の学校を経て、
豊岡納税貯蓄組合
連合会へ
- ◆締切り 令和5年9月4日
(必着)



小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- ◆応募資格 小学生高学年(5年生・6年生)
- ◆課題 税に関するもの。題材は自由。
(例…税金・納税・申告・消費税・振替納税など)
内容が税に関するものであれば何でも構
いません。ただし、税関に関するものは対
象外とします。
- ◆用紙 書道…半紙(白紙 縦33.4cm×横24.3cm)
ポスター…四ツ切画用紙(縦横自由)
(白紙 縦39.2cm×横54.2cm)
- ◆提出先 所属の学校を経て、
豊岡納税貯蓄組合
連合会へ
- ◆締切り 令和5年9月29日
(必着)



※お問い合わせは、豊岡納税貯蓄組合連合会まで (☎0796-22-3862)



アフラックは、2018年より 「納税協会福祉制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック

Aflac

納税協会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

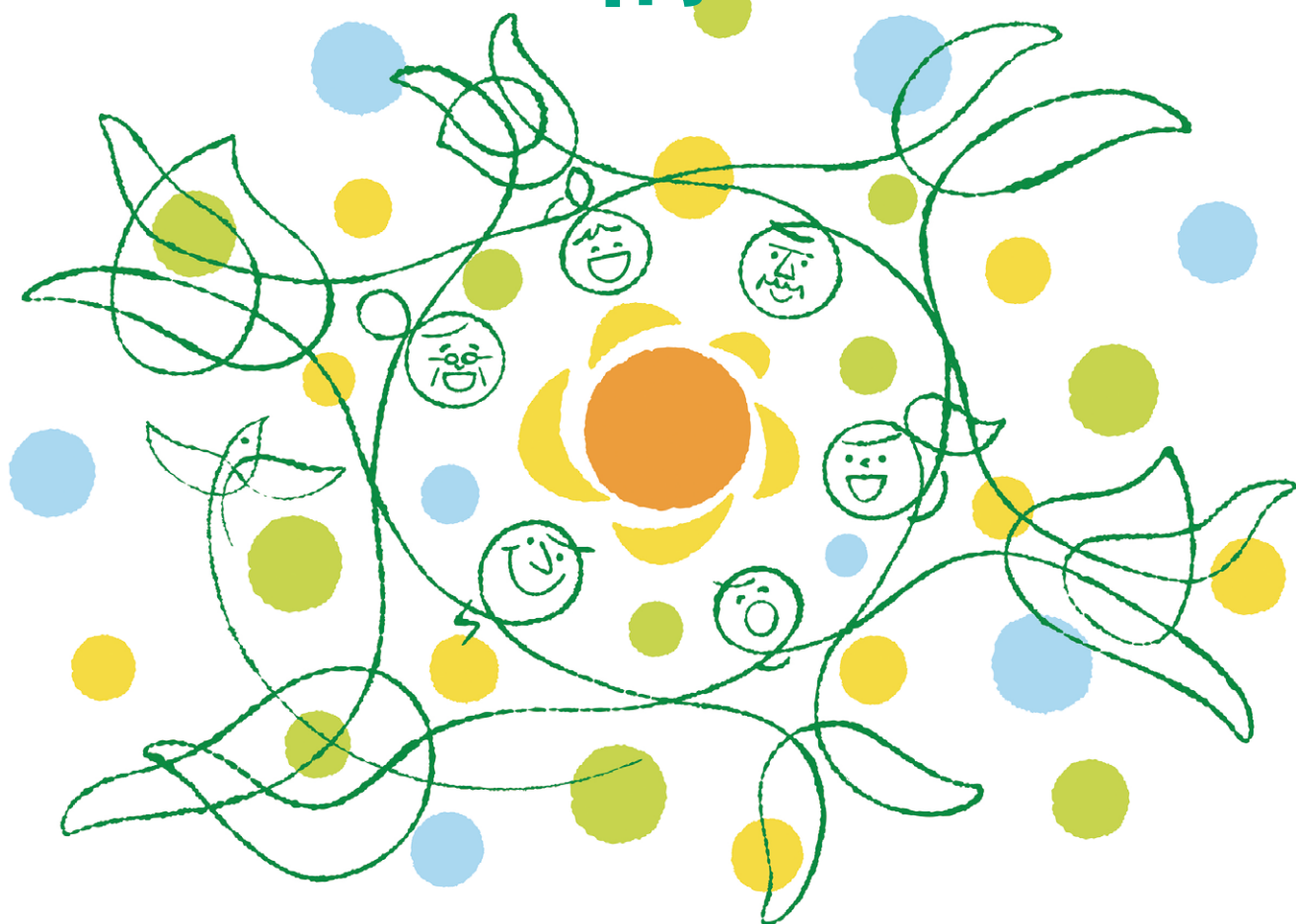
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

納税協会の経営者大型総合保障制度

広げよう
納税協会の輪

広げよう 納税協会の輪 運動実施中!

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて



DAIDO 大同生命保険株式会社
姫路支社/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)
TEL 079-282-2515

AIG AIG損害保険株式会社
神戸支店/
神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル3F)
Tel 078-570-4300